




地域の // 補助金で
法定外公共用財産

最大
30万円

「赤道・青水路」の改修を支援 

申請者(補助対象者)	①地域協議会 ②地区組織および地区組織を構成する自治会・町内会
対象事業	① 法定外道路(赤道)改修工事 ・未舗装道路の舗装改修工事  ・既存舗装道路の修繕  ・機能管理に支障を来す障害物を除去する工事 ② 法定外水路(青水路)改修工事 ・素掘り水路へ排水構造物を設置する工事  ・既存水路の破損または老朽化等により損失した機能を復元する修繕 ・機能管理に支障を来す障害物を除去する工事 ※除草・除排雪作業等委託業務は対象外
対象経費	・原材料の購入費 ・重機等機械の借上げ料 ・工事請負費 ※測量費、用地費、物件補償費等は対象外
補助率・補助額	対象経費(税込み)の2分の1以内(上限30万円) ※補助対象経費が2万円未満の場合は対象外 ※1000円未満は切り捨て
注意事項	・申請個所が法定外公共用財産か事前に確認する必要があります。下記の問い合わせ先へご連絡ください。 ・私有地や営利目的での申請は対象外です。 ・補助申請個所の隣接土地所有者や水利関係者など利害関係人の同意を得る必要があります。 ・補助事業を完了した法定外公共用財産の機能管理は、補助金の交付を受けた自治会等で行っていただきます。

法定外公共用財産とは・・・

道路や用排水路、湖、沼などの公共物のうち、道路法や河川法、その他の法令などが適用されないものを法定外公共物と呼び、身近なものに、赤道(里道)、青水路(青道)などがあります。

法定外公共物の多くは市有財産として【財産管理】を行っていますが、【機能管理】については、従来からの慣習により地域に委ねられています。

申請・問い合わせ先

湯沢市 建設部
 建設課 管理用地班

TEL:0183-73-2155

E-Mail:kanri-yochi-gr@city.yuzawa.lg.jp

補助金申請について

事前確認	補助申請個所が法定外公共用財産かを確認します。 表面の問い合わせ先へご確認をお願いします。
交付申請	次の書類をご提出ください。 ・補助金等交付申請書(湯沢市HPよりダウンロードください) ・見積書とその内訳書 ・平面図、立体図および位置図 ・工事施工許可決定通知書 ※事前確認時にご案内します。
交付決定	申請内容を審査し、内容が適当と認められる場合は補助金交付決定通知書を郵送します。(交付決定後に事業に着手)
事業着手 ~ 事業完了	
実績報告	事業完了後30日以内または令和9年3月31日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。 ・実績報告書 ・補助金交付決定通知書の写し ・経過写真 ・支払領収書の写し ・その他市長が必要と認める書類
交付額確定	実績報告の内容を審査し、内容が適当と認められる場合は、補助金額確定通知書を郵送します。
補助金請求	補助金額確定通知書が届いたら、請求書を提出してください。

Q&A

Q 自宅の側溝の改修は対象となりますか。

A 私有地は対象外です。地域で一般の用に供されている法定外公共用財産の保全活動を対象としています。

Q 申請期限はありますか。

A 申請期限はありませんが、必要に応じて事前に現地確認を行いますので降雪前の申請が望ましいです。

Q 申請個所が法定外公共用財産か分かりません。どこに確認すればよいですか。

A 表面の問い合わせ先へご連絡ください。必要に応じて現地を確認します。

Q 改修工事は具体的にどのようなものが対象となりますか。

A 赤道はアスファルト新規舗装・側溝設置・砂利敷・防塵などであり、青水路はコンクリート打設・2次製品の設置・補修などです。